荷主の皆様へ

トラック運送業の適正取引推進に

ご理論とご励力 をお願いします。

平成29年11月4日から、トラック運送における運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款※1の改正ポイント

「運賃」と「料金」の区別が明確化されました。





聞入れ・ラベル貼り等



運賃の範囲が不明確

運賃

運送

附帯業務

積込み・取卸し

荷待ち時間



運賃が運送の対価であることを明確化

重賃(運送の対価のみ)

運送



料 金 (運送以外の役務等の対価)

附帯業務料 ※2 棚入れ・ラベル貼り等

積込料・取卸し料 積込み・取卸し 待機時間料 荷待ち時間

※1・国土交通省が制定するトラック事業者と荷主様の契約書のひな形です。 ※2 その他、横持ち、縦持ち、はい作業が追加されます。

行政、荷主、トラック運送事業者など関係者が一体となって、取引環境と労働時間の改善に向けた取り組みを推進しています。